

五泉市共聴施設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地上テレビジョン放送の難視聴の解消を目的とした共同受信施設(以下「共聴施設」という。)を維持管理する共聴組合を支援するため、当該維持管理に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、五泉市補助金交付規則(平成18年五泉市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共聴施設 山間地等地理的条件による地上テレビジョン放送の難視聴を解消するため、専ら地上テレビジョン放送を受信し、かつ、同時再放送することにより当該放送の視聴を可能とするための施設をいう。
- (2) 共聴組合 市内において共聴施設を設置管理するために組織された団体をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該共聴施設の維持管理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、日本放送協会と共聴組合が共同で設置し、運用する共聴施設の維持管理に要する経費を除く。

- (1) 老朽化又は自然災害等による破損に伴う共聴施設の改修等に要する経費(以下「改修等経費」という。)
- (2) 共聴施設を架設している電柱等が公共事業等の当該共聴組合の都合によらない理由により移設が必要となる場合のケーブル等の移設に要する経費(以下「ケーブル等移設経費」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が認めた経費(以下「市長が認めた経費」という。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とし、300万円を限度とする。

- (1) 改修等経費 当該補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (2) ケーブル等移設経費 当該補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (3) 市長が認めた経費 当該補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前条各号の補助対象経費にこの要綱による補助金以外の補助金若しくはこれに類する収入がある場合は、その額を当該補助対象経費から控除した額を補助対象経費として、前項各号の補助金の額を算定するものとし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(再交付の制限)

第5条 補助対象事業となった共聴施設に係る補助金の交付は、1共聴組合に対して1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、自然災害等による共聴施設の損傷などその他市長が特別な事情があると認めるときは、補助金を交付することができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする共聴組合は、工事契約前までに五泉市共聴施設補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、五泉市共聴施設補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該共聴組合に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

(変更承認等)

第8条 共聴組合は、次の各号のいずれかに該当する時は、事業計画変更(中止・廃止)承認(及び補助金変更交付)申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき(市長が定める軽微な変更を除く)。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができるものとし、事業計画変更(中止・廃止)承認(及び補助金変更交付)通知書(様式第4号)により当該共聴組合に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 共聴組合は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、五泉市共聴施設補助金実績報告書(様式第5号)による報告書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査及び帳簿その他の関係書類の検査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認められた場合には、五泉市共聴施設補助金の額の確定通知書(様式第6号)により当該共聴組合に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 補助金は、原則としてその額が確定された後に支払うこととし、共聴組合は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)による補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、第7条に規定する補助金の交付決定の通知をした後において補助金の全部又は一部を概算又は前金として交付することができる。この場合において、共聴組合は、補助金概算(前金)交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の概算交付を受けた共聴組合は、第9条に規定する実績報告により、補助金の精算をしなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、次に掲げる場合には、第7条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 共聴組合(構成員を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第10条による補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合においては、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、共聴組合に交付すべき補助金の額を確定した場合において、第11条第2項の規定により精算し交付された補助金が既にその額を超えているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助事業の経理)

第14条 共聴組合は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付された補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

五泉市長 様

住 所
共聴組合名
代表者氏名

印

五泉市共聴施設補助金交付申請書

五泉市共聴施設補助金の交付を受けたいので、五泉市共聴施設補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円

2 補助事業の概要

共 聴 組 合 名	
代 表 者	氏名 住所 〒 — 電話番号 ()
加 入 世 帯 数	世帯
施 設 の 設 置 場 所	地内
着 工 予 定 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
補 助 対 象 経 費 合 計 額	円
保 険 金 等 の 金 額 (見 込 額)	円

3 添付資料

- (1)復旧に要する経費の見積書
- (2)共聴組合の規約及び構成員名簿
- (3)施設付近の見取図
- (4)設計の概要図(配置図、平面図及び立面図の概略)

暴力団員ではないことの誓約

※ 私又は私が代表を務める共聴組合の構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

様式第2号(第7条関係)

番 号
年 月 日

共聴組合名

代表者氏名 様

五泉市長 印

五泉市共聴施設補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった五泉市共聴施設補助金については、五泉市共聴施設補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付(不交付)することに決定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額(不交付の理由)

金 , 千円

2 留意事項

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けること。
- (3) 補助事業が完了したときは、その日から起算してその日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出すること。
- (4) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (5) 前各号に定めるものほか、五泉市補助金交付規則の規定を遵守すること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

五泉市長 様

住 所

共聴組合名

代表者氏名

印

事業計画変更(中止・廃止)承認(及び補助金変更交付)申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり事業計画を変更(中止・廃止)したいので承認を受けたく、五泉市共聴施設補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の内容 (及び補助金の変更の積算基礎)

2 変更(中止・廃止)の理由

3 変更(中止・廃止)の予定年月日

様式第4号(第8条関係)

番 号
年 月 日

共聴組合名
代表者氏名 様

五泉市長 印

事業計画変更(中止・廃止)承認(及び補助金変更交付)通知書

年 月 日付けで申請のあった事業費計画変更承認申請のあった補助事業については、
下記のとおり事業計画の変更(中止・廃止)を承認したので通知します。

(また、年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金交付決定額 円を 円
に変更決定したので通知します。)

記

変更(中止・廃止)の内容等

年 月 日付けによる事業計画変更(中止・廃止)承認(及び補助金交付)申請書の記載
のとおり

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

五泉市長 様

共聴組合名

代表者氏名

印

五泉市共聴施設補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった五泉市共聴施設補助金に係る事業は、完了しましたので、その実績について、五泉市共聴施設補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

着 工 日	年 月 日
完 了 日	年 月 日
補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 対 象 経 費 合 計 額	円
保 険 金 等 の 金 額 (確 定 額)	円

2 添付書類

- (1)補助事業に係る領収書の写し
- (2)当該施設等の完成写真
- (3)保険金等の金額を証する書類の写し
- (4)その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第10条関係)

番 号
年 月 日

共聴組合名
代表者氏名 様

五泉市長 印

五泉市共聴施設補助金の額の確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった五泉市共聴施設補助金の額を、五泉市共聴施設補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

記

1 補助金の確定額 金 , 千円

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

五泉市長 様

住 所

共聴組合名

代表者氏名

印

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった補助事業について、下記のとおり五泉市共聴施設補助金交付要綱第11条の規定により補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額 金 , 千円

2 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名義人	

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

五泉市長 様

住 所

共聴組合名

代表者氏名

印

補助金概算(前金)交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記
のとおり五泉市共聴施設補助金交付要綱第11条の規定により概算(前金)請求します。

記

1 交付請求額 金 , 千円

2 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ)	
名義人	

2 添付書類

(1)必要額を証する書類(契約書又は請求書)

様式第9号(第12条関係)

番 号
年 月 日

共聴組合名
代表者氏名 様

五泉市長 印

五泉市共聴施設補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった五泉市共聴施設補助金については、五泉市共聴施設補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付決定の取り消しをしたので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 , 千円
- 2 交付決定取り消し額
- 3 取り消しの理由

様式第10号(第13条関係)

番 号
年 月 日

共聴組合名
代表者氏名 様

五泉市長 印

補助金の返還について(通知)

年 月 日付け第 号で交付決定の取消しをした(金額の確定をした)五泉市共聴施設補助金については、五泉市共聴施設補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返 還 額 金 , 円

2 返還期限

3 返還理由